

当初 令和3年4月1日愛南町告示第38号  
改正 令和3年7月1日愛南町告示第74号  
改正 令和4年4月2日愛南町告示第49号

愛南町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営強化補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症により町内事業者に経済的影響が生じていることから、事業継続を支援するために助成する補助金に関し、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定するものをいう。
- (2) その他の法人 特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人及び企業組合をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及びその他の法人をいう。
- (4) 事業所 中小企業者等が物の生産及び販売並びにサービスの提供等において、当該中小企業者等の事業に係る主たる活動を継続的に行う特定の場所をいう。
- (5) 町内事業者 中小企業者等で、この告示に基づく補助金の交付申請をする日において町内に事業所を有するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内事業者であって、補助金の交付申請をする日以後、3月以上町内で事業を継続する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としなないものとする。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに該当する者
- (3) 別表に規定する経営サポート事業において、同事業の補助対象経費と同じ補助対象経費に基づき、他の国、愛媛県等からの補助金(愛南町(以下「町」という。)の補助金を除く。)の交付を受け、又は受けようとする者

(補助事業の名称等)

第4条 補助事業の名称、補助区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、別表に規定する補助区分につき、それぞれ1年度に1回限りとする。

3 別表経営サポート事業の部補助対象経費の欄に規定する補助対象経費は、次に掲げる算定要件とする。

- (1) 消費税及び地方消費税を含むこと。
- (2) 町の他の補助金の交付を受けている場合、当該補助金の額を控除すること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる補助事業に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

生産性革命支援事業	1 愛南町中小企業者等経営強化補助金交付申請書兼請求書(生産性革命支援事業)(様式第1号) 2 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号) 3 国の補助金交付決定通知書の写し 4 国の補助事業実績報告書の写し 5 国の補助金額確定通知書の写し
経営サポート事業	1 愛南町中小企業者等経営強化補助金交付申請書(経営サポート事業)(様式第3号) 2 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号) 3 収支予算書(様式第4号) 4 見積書の写し 5 直近の確定申告書別表1、確定申告書第1表又は住民税申告書の写し

2 前項の表生産性革命支援事業の項に規定する「国の補助金額確定通知書の写し」は、補助金の交付を申請する年度の前年度の2月1日から申請する年度の1月31日までに、国が補助金額を確定したものを当該申請年度における提出書類とする。

(補助金の交付等の決定)

第6条 町長は、前条第1項に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に関する書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付の適否を決定の上、愛南町中小企業者等経営強化補助金(交付・却下・変更・中止)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 経営サポート事業に係る補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第5条第1項の規定により提出した書類の内容の変更をしようとするとき、又は補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止しようとするときは、愛南町中小企業者等経営強化補助金(変更交付・中止)申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付の上町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 収支変更予算書(様式第7号)
- (2) 補助事業の変更に係る見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の変更又は中止の内容が分かる書類

2 町長は、前項の規定による補助事業の変更又は中止の申請があった場合は、その内容を審査の上、変更又は中止の適否を決定し、愛南町中小企業者等経営強化補助金(交付・却下・変更・中止)決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して14日以内に愛南町中小企業者等経営強化補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第9号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業内容が分かる書類

(4) 愛南町中小企業者等経営強化補助金精算払請求書(様式第10号)

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、第6条の規定により生産性革命支援事業に係る補助金の交付決定を通知したときは、又は前項の規定により補助金の額を確定したとき、申請者の指定する金融機関に口座振り込みにより補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者(生産性革命支援事業に係る補助金の交付決定を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)が、町長の承認を受けずに事業の内容を変更し、又は中止したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象者に補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 町長の承認を受けずに補助事業の内容を変更し、又は中止したとき。

(2) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

補助事業 の名称	補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
生産性革命支 援事業	国の生産性 革命推進事 業に係る各 種補助金	次に掲げる補助金の交付 対象経費 1 小規模事業者持続化 補助金 2 IT導入補助金	6分の1	30万円
経営サポート 事業	パッケージ 等のデザイ ン等費用	次に掲げるもののデザイ ン、企画及び製作に係る 経費 1 商品に係るパッケー ジ、リーフレット、包 装紙、紙袋、グッズ等 2 事業所の外装及び看 板	2分の1	10万円
	ホームペー ジの開設・改 修費用	1 ホームページ開設・ 改修に係る委託経費 2 ホームページ作成ソ フトウェアの購入経費 3 ドメイン取得に係る 経費	2分の1	20万円
	販売管理ソ フトウェア の導入費用	販売管理ソフトウェア (インボイス制度に対応 するものに限る。)の新規 購入に係る経費	2分の1	2万円

様式第1号(第5条関係)

愛南町中小企業者等経営強化補助金交付申請書兼請求書(生産性革命支援事業)

愛南町長 様

生産性革命支援事業に係る中小企業者等経営強化補助金の交付を受けたいので、愛南町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営強化補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	事業所の所在地	〒 _____
(2)	法人名又は屋号	
(3)	氏名(代表者)	(印)
(4)	電話番号	

2 採択を受けた国の補助金

小規模事業者持続化補助金

IT導入補助金

※該当する補助金にをしてください。

3 交付申請額等

(1)	交付申請額	金 円(100円未満切捨て。30万円が上限)					
(2)	計算式	補助対象経費 円 × 1 / 6 = 円					
(3)	振込口座	金融機関名 (コード)	( )	支店名 (コード)	( )		
		口座番号	普通・当座				
		口座名義人 ※フリガナのみ					

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

	誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号)
	国の補助金交付決定通知書の写し
	国の補助事業実績報告書の写し
	国の補助金額確定通知書の写し

誓約書兼町税等の滞納調査同意書

年 月 日

愛南町長 様

事業所の所在地  
 申請者 法人名(屋号)  
 氏名(代表者) (印)

私は、中小企業者等経営強化補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。  
 また、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底及び取組に努めます。
- 2 添付書類も含めて申請内容に虚偽がなく、この補助金を申請する日以後、3か月以上事業を継続する意思があります。
- 3 購入した物品等は、町内の事業所において業務のために使用し、転売又は有償レンタル等を行いません。
- 4 万が一虚偽等が判明した場合は、愛南町が行う補助金の交付決定の取消し、補助金の返還命令等に従い、異議を申し立てません。
- 5 愛南町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員に該当しません。
- 6 愛南町が交付申請に係る現地調査を行う場合は、それに協力します。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	軽自動車税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

様式第3号(第5条関係)

愛南町中小企業者等経営強化補助金交付申請書(経営サポート事業)

愛南町長 様

経営サポート事業に係る中小企業者等経営強化補助金の交付を受けたいので、愛南町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営強化補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	事業所の所在地	〒 _____
(2)	法人名又は屋号	
(3)	氏名(代表者)	⑩
(4)	電話番号	

2 補助区分

- パッケージ等のデザイン等費用(上限10万円)
  - ホームページの開設・改修費用(上限20万円)
  - 販売管理ソフトウェアの導入費用(上限2万円)
- ※該当する□に✓をしてください。それぞれ1回ずつ申請できます。

3 交付申請額等

(1)	交付申請額	金 円(100円未満切捨て)
(2)	計算式	補助対象経費 円 × 1 / 2 = 円
(3)	事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(4)	事業内容	
(5)	想定する事業効果	

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

<input type="checkbox"/>	誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号)
<input type="checkbox"/>	収支予算書(様式第4号)
<input type="checkbox"/>	見積書の写し(経費ごとの明細が分かるもの)
<input type="checkbox"/>	直近の確定申告書別表1(写し)、確定申告書第1表(写し)又は住民税申告書(写し)

様式第4号(第5条関係)

収支予算書

1 収入の部

費目	内容	予算額 (円)	積算式
計			

備考

- 1 費目の欄には、補助金、自主財源等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	予算額 (円)	積算式
計			

備考

- 1 費目の欄には、企画費、製作費、委託費、消耗品費等の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 3 予算額の欄には、消費税及び地方消費税の額を含めること。
- 4 一行記載するごとに見積書の写しを添付すること。



様式第5号(第6条、第7条関係)

愛南町中小企業者等経営強化補助金(交付・却下・変更・中止)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった中小企業者等経営強化補助金の交付については、次のとおり決定したので、愛南町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営強化補助金交付要綱(第6条・第7条第2項)の規定により通知します。

1 (交付・変更)決定額	円
2 補助金の振り込み	<input type="checkbox"/> 月 日 <input type="checkbox"/> 補助事業の実績報告後
3 交付条件及び指示	(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) 経営サポート事業の場合、その事業の完了日から起算して14日以内に実績報告書その他関係書類を提出してください。 (3) この補助事業については、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。 (4) 愛南町補助金等交付規則第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (5) (4)により取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。
4 却下の場合、その理由	
5 中止の場合、その理由	

様式第6号(第7条関係)

愛南町中小企業者等経営強化補助金(変更交付・中止)申請書

愛南町長 様

中小企業者等経営強化補助金に係る経営サポート事業の(変更・中止)をしたいので、愛南町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営強化補助金交付要綱第7条第1項の規定により(変更・中止)を申請します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	事業所の所在地	〒 _____
(2)	法人名又は屋号	
(3)	氏名(代表者)	(印)
(4)	電話番号	

2 補助区分

- パッケージ等のデザイン等費用(上限10万円)
- ホームページの開設・改修費用(上限20万円)
- 販売管理ソフトウェアの導入費用(上限2万円)

※該当する□に☑をしてください。

3 変更交付申請額等

(1)	当初の交付決定額	金 円
(2)	変更後の額	金 円(100円未満切捨て)
(2)	計算式	補助対象経費 円 × 1 / 2 = 円
(3)	(変更・中止)する内容	

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

	収支変更予算書(様式第7号)
	補助事業の変更に係る見積書の写し(支出予定経費の明細が分かるもの)
	補助事業の(変更・中止)内容が分かる書類(任意)

収支変更予算書

1 収入の部

費目	内容	予算額 (円)		積算式
		当初	変更	
計				

備考

- 1 費目の欄には、補助金、自主財源等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	予算額 (円)		積算式
		当初	変更	
計				

備考

- 1 費目の欄には、企画費、製作費、委託費、消耗品費等の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 3 予算額の欄には、消費税及び地方消費税の額を含めること。
- 4 一行記載するごとに見積書の写しを添付すること。

様式第8号(第8条関係)

愛南町中小企業者等経営強化補助金実績報告書

愛南町長 様

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業者等経営強化補助金の経営サポート事業が完了したので、愛南町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営強化補助金交付要綱第8条の規定によりその実績を報告します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	事業所の所在地	〒 _____
(2)	法人名又は屋号	
(3)	氏名(代表者)	⑩
(4)	電話番号	

2 補助区分

- パッケージ等のデザイン等費用(上限10万円)
- ホームページの開設・改修費用(上限20万円)
- 販売管理ソフトウェアの導入費用(上限2万円)

※該当する□に☑をしてください。

3 補助事業の実績

(1)	当初の交付決定額	金 円
(2)	変更後の額	<input type="checkbox"/> 交付決定額の変更なし <input type="checkbox"/> 金 円
(3)	事業期間	年 月 日～ 年 月 日
(4)	事業内容	
(5)	想定する事業効果	

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

	収支決算書(様式第9号)
	領収書の写し(支出経費の明細が分かるもの)
	事業内容が分かる書類(写真を含む。任意様式)
	愛南町中小企業者等経営強化補助金精算払請求書(様式第10号)

収支決算書

1 収入の部

費目	内容	決算額(円)	積算式
計			

備考

- 1 費目の欄には、補助金、自主財源等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

2 支出の部

費目	内容	決算額(円)	積算式
計			

備考

- 1 費目の欄には、企画費、製作費、委託費、消耗品費等の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 3 決算額の欄には、消費税及び地方消費税の額を含めること。
- 4 一行記載するごとに領収書の写しを添付すること。

様式第10号(第8条関係)

愛南町中小企業者等経営強化補助金精算払請求書

¥ \_\_\_\_\_  
 ただし、 \_\_\_\_\_ 年度分

当初交付決定額	¥
変更に係る交付決定額	¥
前回までの交付済額	¥
今回請求額	¥

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛南町長 様

事業所の所在地  
 法人名又は屋号  
 氏名(代表者)  
 電話番号

Ⓜ

振込先 金融機関	銀行 農協		支店 支所						
預金種別	普通 当座	口座番号							
口座名義人 (フリガナ)									